



平成 26 年 12 月 12 日

各位

会社名 株式会社アルデプロ
代表者名 代表取締役社長 保坂光二
(コード番号 8925 東証二部)
問合せ先 常務取締役 久保玲士
(TEL 03-5367-2001)

第三者割当てにより発行される第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び 第 7 回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 12 月 12 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当て（以下「本第三者割当て」といいます。）の方法により発行される第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といいます。）及び第 7 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の募集を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債

(1) 払 込 期 日	平成 26 年 12 月 29 日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	40 個
(3) 社債及び新株予約権の 発 行 価 額	各社債の発行価額は 100,000,000 円 (額面 100 円につき金 100 円) 新株予約権の発行価額は無償
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	22,975,301 株
(5) 資 金 調 達 の 額	4,000,000,000 円
(6) 転 換 価 額	174.1 円
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当ての方法により、次の者に割り当てます。 EVO FUND : 4,000,000,000 円
(8) 利 率	本社債には利息は付しません。
(9) そ の 他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

(2) 第 7 回新株予約権

(1) 割 当 日	平成 26 年 12 月 29 日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	229,753 個 (新株予約権 1 個当たり 100 株)

(3) 発行価額	総額 93,049,965 円 (新株予約権 1 個当たり 405 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	22,975,300 株
(5) 資金調達の額	4,093,049,695 円 (内訳) 新株予約権発行分 93,049,965 円 新株予約権行使分 3,999,999,730 円
(6) 行使価額	174.1 円
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	第三者割当ての方法により、次の者に割り当てます。 EVO FUND : 229,753 個
(8) その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

2. 募集の目的及び理由

【資金調達の目的及び理由】

最近の不動産業界の動向をみますと、東京都心 5 区（東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区）のオフィス空室率は平成 26 年 10 月が 5.60%と 5%台に低下しており、また平均賃料も平成 26 年 10 月には 16,913 円/坪と平成 25 年 12 月の 16,207 円/坪をボトムに上昇しており、回復の兆しがみられます。（出典：三鬼商事株式会社）

さらに、平成 25 年 4 月の日本銀行による質的・量的金融緩和政策や平成 26 年 10 月の追加の金融緩和政策も不動産業界にとっては良好な環境が今後も続く要因となるものと考えられます。

こうした環境下、当社には販売用不動産の仕入情報が多く寄せられております。また、当社が取り扱う不動産の規模も従来よりも大型化しております。このように不動産業界を取り巻く外部環境が好転していること、また当社に多くの販売用不動産の情報が寄せられている環境を好機ととらえ、当社の事業拡大のためにさらに販売用不動産の仕入資金を調達することが重要と判断しました。

当社は平成 26 年 3 月 3 日開催の取締役会において第三者割当てによる新株式発行を決議し、平成 26 年 3 月 19 日から平成 26 年 3 月 24 日の払込期間に合計約 9 億円の払込みが完了しました。当社は、この調達資金全額を販売用不動産の仕入資金に充当しました。そして仕入れた販売用不動産の営業活動を活発化させ、平成 26 年 7 月期は連結売上高 104 億円、連結営業利益 18 億 32 百万円、連結経常利益 17 億 75 百万円、当期純利益 16 億 32 百万円を計上することができました。

当社は平成 26 年 7 月期事業年度におきまして、平成 25 年 12 月にノンバンクから、平成 26 年 3 月には地方銀行から借入れを行うことができ、その後においても信用金庫や信用組合等の金融機関から借入れを行うことができ当該事業年度におきましては、合計 4 金融機関の開拓により借入れをすることが可能となりました。ただ、そのほかの都市銀

行をはじめとする在京の金融機関との取引におきまして、融資に関する協議を進めるものの、現状におきましては新規に借入れができておらず、当社が希望するタイミングで当社が望む規模の借入れができるという確実な見込みはありません。仮に借入れができたとしても、各金融機関の融資枠等により当社の希望額に満たない金額の借入れとなる可能性が高い状況です。

当社といたしましては、当社に寄せられる販売用不動産について、仕入れ決済資金として現在保有している販売用不動産からの売却代金及び金融機関からの借入金を充当していくものの、当社の手元資金の状況によって仕入れができない場合収益機会を逃すことになり、当社の事業拡大の制約になると考えております。不動産業界で勝ち抜いていくためには機動的な資金調達、仕入判断が不可欠であり、手元に確実な資金があり、より良い条件の販売用不動産の仕入情報を得た場合には、早期に仕入れを行い、バリューアップを施し事業会社や個人富裕層に売却して事業を拡大していくことが重要であると判断しております。こうしたことから、当社は新たに資金調達をすることが必要と判断いたしました。上記の状況のもと、下記「【本第三者割当てを選択した理由】」及び「6. 割当予定先の選定理由等（2）割当予定先を選定した理由」に記載の検討過程を経て、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による資金調達を行うことといたしました。

【本第三者割当てを選択した理由】

当社は、本第三者割当てを実施するにあたり、平成26年11月10日付「販売用不動産の仕入契約締結に関するお知らせ」に記載の東京都港区所在の建物付き土地（地積1,368.74㎡）を平成27年1月に仕入決済する予定ですが、その資金を確実に調達する必要性を満たすとともに、既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができることを目的として、下記に記載の内容に基づき、メリット・デメリットを勘案の上、割当予定先と協議した結果、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による資金調達が当社のとりうる資金調達方法の中で最良の選択肢であるとの結論に至りました。

<他の資金調達方法と比較した場合の特徴>

- ① 公募増資又は第三者割当ての方法による新株式発行の場合、一度に新株式を発行して資金調達が完了させることができる反面、希薄化が同時に発生し、新株予約権付社債又は新株予約権の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性が考えられます。一方、新株予約権付社債及び新株予約権を組み合わせた資金調達手法は、当社株式の株価・流動性の動向次第で実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があるものの、新株予約権付社債の発行時に一定額の資金調達を確保できるとともに、希薄化懸念は相対的に抑制され、株価への影響の軽減が期待されます。また、新株予約権付社債に限った場合には、当社が償還義務を負う負債が増えることから、資本性の調達で、かつ希薄化の影響も抑制できる新株予約権と併せて発行することといたしました。
- ② 株主割当増資については、希薄化は発生しませんが、割当先となる既存株主の

参加率が不透明であり、上記の平成 27 年 1 月に予定されている販売用不動産の決済資金を調達できない可能性があり、今回の資金調達方法としては適切ではないと判断しました。

- ③ 新株予約権のみの発行による資金調達の場合、発行時に必要な資金を調達できず、株価の動向により当初想定していた資金調達ができない可能性があり、上記の平成 27 年 1 月に予定されている販売用不動産の決済資金の調達ができない可能性があります。一方、転換社債型新株予約権付社債は資金調達の確実性があるため、上記の平成 27 年 1 月に予定されている販売用不動産の決済資金を確実に確保することができるうえ、複数回に分けて行うことが可能な株式の転換時に株式の希薄化が生ずることから、株価に対する直接的な影響は比較的小さいと判断しました。
- ④ いわゆる MSCB や MS ワラントに該当する転換価額修正条項付新株予約権付社債又は行使価額修正条項付新株予約権については、発行後においても転換価額又は行使価額が固定されておらず、また MSCB に関しては潜在株式数も発行時に固定されないため、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に及ぼす影響が大きく適切ではないと判断しました。
- ⑤ 間接金融については、現在も融資について金融機関と借入れ協議中ではありますが、現時点で融資承認に至ってはならず、当社の現状に照らして、仮に金融機関からの借入れができたとしても、現時点では、当社の希望額に満たない金額の借入れとなる可能性も高い状況です。なお、現在協議中の金融機関から借入れができた場合には、仕入決済金額と実際に借入れができた金額の不足額を本第三者割当によって調達する資金から決済資金として充当し、その他は、当社が取り纏め依頼書を提出済みの平成 27 年 6 月以降に仕入計画中の別途の東京都港区所在物件仕入資金、又は現時点において仕入契約済みの販売用不動産の仕入資金並びに今後入手する物件情報の中から平成 27 年 1 月以降に仕入決議していく販売用不動産の仕入資金に充当していく予定です。
- ⑥ 割当予定先からは、当社による資金調達の半額については、新株予約権による引受をしたい旨の要望がありました。

割当予定先からは、当社の事業計画の遂行状況と株価動向を勘案しつつ本新株予約権付社債に付された新株予約権及び本新株予約権を転換または行使し、当社の資金需要に応じて本新株予約権を行使する旨の意向表明がありました。当社の事業進捗において的確に転換又は行使する旨を割当予定先に義務付けることを内容とした条項を割当予定先と合意していないものの、当社は割当予定先が、当社の事業計画の遂行状況及び株価動向に応じて本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使を行い当社の資金需要に応じて転換または行使していただけるものと判断いたしました。

今回の新株予約権付社債による資金調達では、1 月下旬支払予定の上記の東京都港区所在の建物付き土地案件について、確実に資金を確保できます。また随時行

使がなされ資金が調達できるスキームの本新株予約権であっても、借入金など他の資金調達手法と組み合わせることで別途契約済み販売用不動産及び今後仕入決議していく物件の仕入資金に随時充当していくという目的は達成可能であると判断いたしました。

その結果、今回の資金調達では全額を新株予約権付社債による調達ではなく、本新株予約権付社債及び本新株予約権を組み合わせる手法を採用いたしました。

<転換価額及び行使価額の固定化>

本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額につきましては、割当予定先との間での協議を経て、本第三者割当てに係る取締役会決議日の前営業日（平成 26 年 12 月 11 日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 98.9%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入）である 174.1 円に決定しており、その後の修正は行われたい仕組みとなっています。

<本社債権者の選択による繰上償還条項>

本社債権者の選択による繰上償還は資本政策の柔軟性という観点からは望ましい条項ではありませんが、前述の意向表明や割当予定先の投資方針などを考慮すると、当社としては、当社が本新株予約権付社債発行により調達する資金により仕入れる予定である物件を 2 年程度で売却し、売却益を含めた売却金額をさらに投資することで、事業拡大、ひいては株価上昇が見込まれ、それによって 2 年後にはある程度転換されていることを見込んでいます。このように割当予定先が、2 年以内に本新株予約権付社債を転換すると見込んでいることもあり、割当予定先の実績による繰上償還請求条項を、本新株予約権付社債へ発行後 2 年目より付与する事で合意いたしました。同時に本新株予約権付社債においては、当社の事業計画の推進状況が思わしくない場合、株価の下落という形で市場が動く可能性があります。著しく株価が下落した際、割当予定先からの信用の担保という要望に応じる形で、当社は事業計画推進を前提としてはいるものの、繰上償還事由として当社普通株式の普通取引の終値がそれぞれ転換価額に 0.6 を乗じた金額、0.4 を乗じた金額を下回った際、それぞれ累計 3 億円を上限として繰上償還請求できる旨合意いたしました。それぞれ、3 億円という金額につきましては、当社の財務状況に過度の影響を与えることを避けるべく本新株予約権付社債発行総額の 7.5%を基準としています。

<希薄化の抑制>

本新株予約権付社債について当社と割当予定先の間で締結する予定の第三者割当て契約において、割当予定先が本新株予約権付社債の転換を請求しようとする場合、割当予定先は、当該請求の効力が発生する日に先立ち当社に対して通知をしなければならず、かかる通知に対して、当社は、当該通知に係る転換請求を認めるか否かを判断することができる旨が規定されています。

当社が当該請求を認めなかった場合、割当予定先は転換請求を行わず、この場合、当社は、一定の例外的な場合を除き、当該本新株予約権付社債を、(i)当該請求にかかる新株予約権付社債が一度に転換されたと仮定した場合に発行される当社株式の数に、(ii)当社から割当予定先に対して転換請求を認めない旨の通知をした日の翌取引日（同日を含む。）から始まる5連続取引日におけるVWAP平均値を乗じた金額で買入れることとなっており、既存株主の利益に過度の影響を及ぼさないための規定が設けられています。

当該規定を当社が実行し、割当予定先による行使を認めなかった場合においても、買入れ義務がありますので、割当予定先にとっては、転換請求して転換された株式を売却した場合とほぼ同様の効果が見込まれます。しかしながら、当社の手元資金の状況に応じて、希薄化抑制又は債務弁済のどちらかを選択できます。当社は、希薄化による株主への負担や、そのときの資金の状況を総合的に勘案したうえで、行使を認めるか否かを都度判断する予定であります。割当予定先の投資判断への自由度を与えてほしいという要望を考慮した上で協議した結果、当該規定は新株予約権には付されず、本新株予約権付社債のみに付与されることになりました。同時に、割当予定先から当該規定を当社が実行した際は、割当予定先の経済的メリットを尊重してほしいという要望もありましたので上記の当該買入れ資金相当額にて買入れることを合意いたしました。

<資本政策の柔軟性>

本新株予約権付社債について割当予定先と当社の間で締結する予定の第三者割当て契約において、当社は、平成27年12月30日以降いつでも、割当予定先に対して、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して当該各取引日に適用のある転換価額の130%を超えている場合に、一定の条件の下、本新株予約権付社債につき転換の請求をすることができる旨が規定されています。かかる請求がなされた場合、割当予定先は、一定の例外的な場合を除き、当社の請求に従って、当該請求がなされた日から5営業日以内に本新株予約権付社債の転換を行わなければならないこととなっております。20連続取引日にわたり株価が転換価額の130%超となった場合には、割当予定先の方針から考えて、本新株予約権付社債を転換し、株式を市場で売却する可能性が高いですが、割当予定先が転換をしなかった場合であっても、当社の判断により、本新株予約権付社債の転換が促進され、将来の社債の償還金額を減少させるとともに、資本の充実を図ることができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

また、本新株予約権について割当予定先と当社の間で締結する予定の第三者割当て契約において、当社は、本新株予約権の割当日以降いつでも、割当予定先に対して、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して当該各取引日に適用のある行使価額の200%を超えている場合に、一定の条件の下、新株予約権につき行使の請求をすることができる旨が規定されています。かかる請求がな

された場合、割当予定先は、一定の例外的な場合を除き、当社の請求に従って、当該請求がなされた日から 5 営業日以内に本新株予約権の行使を行わなければならないこととなっております。20 連続取引日にわたり株価が行使価額の 200% 超となった場合には、割当予定先の方針から考えて、本新株予約権を行使し、株式を市場で売却する可能性が高いですが、割当予定先が行使をしなかった場合であっても、当社の判断により、新株予約権の行使が促進され、追加の資金調達が可能となり、資本政策の柔軟性を確保できます。

上記各条項を盛り込むに当たり、本新株予約権付社債についての転換の請求と、本新株予約権についての行使の請求で参照される、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の転換価額及び行使価額に対する水準は、割当予定先との協議の結果、それぞれ 130% と 200% と設定いたしました。

本新株予約権付社債に付与されている、当社による転換促進の条項の具体的な事案として、株価が転換価額に対し 130% 以上の水準で推移している際、割当予定先に対して転換を促すことで、財務計画に自由度を与えるケースが想定されます。こういったニーズを割当予定先に説明し本条項を組み込むことで合意しています。同時に、本条項は償還ではありませんので、仮に債務削減の結果、新たな資金調達が可能になった際さらに事業を推進することができるメリットもあります。

本新株予約権につきましては、行使促進として、上記の通り東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して当該各取引日に適用のある行使価額の 200% を超えている場合に、一定の条件の下、新株予約権につき行使の請求をすることができる旨が規定されています。本新株予約権につきましては資本政策の柔軟性に寄与するとともに当社の資金ニーズに応じた資金調達が可能になるというメリットがございます。同時に前述の割当予定先の投資判断への自由度を与えてほしいという要望を考慮し、協議の結果、本新株予約権につきましては本規定の水準を 200% とすることで割当予定先と合意いたしました。

<その他>

当社は、割当予定先から、割当予定先が、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により入手した当社普通株式の売却にあたって、株価の大幅な下落を引き起こさないように留意する旨を口頭で確認しております。また、割当予定先はキャピタルゲインの獲得を目的として本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当てに応じておりますが、株価が転換価額及び行使価額を下回る状況においては、割当予定先はキャピタルゲインを得ることができませんので、株価が転換価額及び行使価額を下回ることとなる売却はされないことが期待できます。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①	払込金額の総額	8,093,049,695 円
	(内訳)	
	第3回無担保転換社債型 新株予約権付社債の発行	4,000,000,000 円
	第7回新株予約権の発行	93,049,965 円
	第7回新株予約権の行使	3,999,999,730 円
②	発行諸費用の概算額	5,500,000 円
③	差引手取概算額	8,087,549,695 円

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権付社債の払込金額の総額(4,000,000,000 円)及び本新株予約権の払込金額の総額(93,049,965 円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(3,999,999,730 円)を合算した金額であります。
2. 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、払込金額の総額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び本新株予約権が消却された場合には、払込金額の総額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
4. 発行諸費用の概算額の内訳は、登録免許税、反社会的勢力との関連性調査費用(株式会社セキュリティー&リサーチ、東京都港区赤坂二丁目8番11号 代表取締役 羽田 寿次)、弁護士費用、新株予約権等算定評価報酬費用、その他の事務費用(有価証券届出書作成、変更登記費用等)が含まれております。

(2) 調達する資金の具体的な使途

① 本新株予約権付社債

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
販売用不動産仕入資金	3,994.5	平成27年1月

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

当社は、本新株予約権付社債の発行により調達する資金を平成27年1月に東京都港区所在の建物付き土地(地積1,368.74㎡)の仕入資金に充当する予定です。

ただし、当該建物付き土地の仕入資金については、同時に金融機関へ融資の打診を行っているため、仮に金融機関からの借入等が行われた場合は、当該借入金の全額を上記仕入資金に充当する予定です。そのため、当該借入金により充当した金額と同額の本新株予約権付社債による調達額については、下記②記載の本新株予約権に係る資金の使途で記載と同様に平成27年1月に平成26年11月20日付及び平成26年12月4日付「販売用不動産の仕入契約締結に関するお知らせ」にて開示済の東京都港区、大田区、豊島区、練馬区所在の新築収益用マンション6物件並びに大阪府大阪市所在の

収益ビルの仕入資金に充当する予定です。

なお、本新株予約権付社債の発行により調達した資金に残額が生じた場合、当社が取り纏め依頼書を提出済みであります平成27年6月以降に仕入計画中の別途の東京都港区所在物件及び、今後入手する物件情報の中から平成27年1月以降に仕入決議してまいります販売用不動産の仕入資金に、平成27年1月から平成28年12月の間で随時充当していく予定です。

② 本新株予約権

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
販売用不動産仕入資金	4,093	平成27年1月～平成28年12月

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

当社は、本新株予約権の発行により調達する資金を平成27年1月に平成26年11月20日付及び平成26年12月4日付「販売用不動産の仕入契約締結に関するお知らせ」にて開示済の東京都港区、大田区、豊島区、練馬区所在の新築収益用マンション6物件並びに大阪府大阪市所在の収益ビルの仕入資金合計約20億円に一部充当致します。

なお、調達した資金が上記仕入資金に不足する場合には、手元資金及び金融機関からの借入で賄います。

また、本新株予約権の発行及び権利行使により調達する資金のうち、上記の物件の仕入資金に充当したのちの残額につきましては、当社が取り纏め依頼書を提出済みであります平成27年6月以降に仕入計画中の別途の東京都港区所在物件及び、今後入手する物件情報の中から平成27年1月以降に仕入決議してまいります販売用不動産の仕入資金に、平成27年1月から平成28年12月の間で随時充当していく予定です。

本新株予約権の発行及び本新株予約権の権利行使により調達する資金については、新株予約権の行使による払込みが、新株予約権者の判断によるため、明確な行使時期及び調達金額が予測困難なため、随時、現在の間接金融による金融機関からの借り入れ状況及び今後、新規に取引する金融機関との状況等を総合的に勘案して、不動産仕入決済時期を交渉により調整を図りながら、販売用不動産の仕入契約手付金や決済資金に充当してまいります。充当予定物件といたしましては、東京都内や大阪府、福岡県を中心に1棟当たり1億円から80億円の収益用マンションや商業用収益ビルを仕入れ、内装や改修等を施し早期に商品化して販売してまいります。

当社は現在、1棟当たり1億円から80億円の収益用マンションや商業用収益ビルに係わる多くの物件情報を取得しております。このような物件に関し、仕入れられる不動産物件があれば当社としては可能な限り早期に仕入れたいと考えております。このような物件については、当社に確実な資金力があることで売主に対する当社の信用力が高まり、また売主との積極的な交渉を進めることが可能であり、迅速に仕入れることが可能となります。

こうしたことから、販売用不動産の仕入資金の支出時期としては、平成 27 年 1 月から、本新株予約権の権利行使期間が約 2 年間であることを考慮し平成 28 年 12 月までを予定しております。

なお、新株予約権の行使による払込みは、新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により決定されます。本新株予約権の行使が進まず、当初想定していた資金調達が困難になった場合には、販売用不動産仕入時期の見直しをするとともに、間接金融や SPC を活用した別途手段による資金調達の検討も進めてまいります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

差引手取額は、当社が平成 26 年 8 月 21 日付で公表しております当社中期経営計画における成長目標（平成 29 年 7 月期連結売上高 317 億円、経常利益 49 億円、当期純利益 45 億円）を達成するための販売用不動産の仕入資金に充当いたします。これにより当社は仕入れた販売用不動産を早期に商品化し、販売していく方針です。本第三者割当てにより調達される資金は当社の売上増加のための資金であり、当社の業績の回復及び業容の拡大に寄与するものであり、資金の使途については十分に合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件の決定に際し、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに、当社と取引関係のない独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号、代表取締役：能勢元、以下「第三者算定機関」といいます。）に算定を依頼しました。

① 本新株予約権付社債

本社債の発行価額は額面 100 円につき 100 円、本新株予約権付社債の転換価額は、本新株予約権付社債の発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成 26 年 12 月 11 日）の東京証券取引所における当社株式の終値 176 円を参考として 1 株当たり 174.1 円（ディスカウント率 1.1%）と決定いたしました。転換価額の決定に際しては、当社の業績動向や財務状況、株価動向等を勘案し、割当予定先と協議したうえで総合的に判断しております。

なお、本新株予約権付社債の転換価額である 174.1 円は、取締役会決議日の前営業日までの過去 1 ヶ月間の終値の平均値 175.6 円（小数点以下第 1 位未満切捨て、以下同じ。）に対して 0.9%のディスカウント、同 3 ヶ月間の終値の平均値 171.2 円に対して 1.7%のプレミアム、同 6 ヶ月間の終値の平均値 173.2 円に対して 0.5%のプレミアムとなっております。

その上で、第三者算定機関は、本新株予約権付社債に付された新株予約権の評価額の算定に関して、本新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用し、基準となる当社株価 176 円（平成 26 年 12 月 11 日の終値）、転換価額 174.1 円、ボラティリティ 103.89%（平成 23 年 11 月～平成 26 年 11 月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間約 3 年、リスクフリーレート 0.011%（評価基準における中期国債レート）、当社による転換請求条項の行使、割当予定先による転換請求に対する当社の買入れ条項、割当予定先による繰上償還条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、当社は、第三者算定機関から、本新株予約権付社債に付された新株予約権 1 個につき 3,533,027 円との算定結果を得ております。

また、本新株予約権付社債に付された新株予約権の発行が特に有利な条件に該当するかを判断するため、当社は本新株予約権付社債に付された新株予約権により当社が得ることのできる経済的利益すなわち本新株予約権付社債に付された新株予約権の実質的な対価と本新株予約権付社債に付された新株予約権の公正価値とを比較しました。

当社は、本新株予約権付社債に付された新株予約権の実質的な対価は、本新株予約権付社債の額面総額 40 億円に対する 3 年分の利息相当額である 480,000,000 円程度（利息相当額＝本新株予約権付社債の券面総額 40 億円×（当社の借入金利率 4%－社債利率）×3 年）であると考えており、これは、本新株予約権付社債に付された新株予約権の公正価値である 141,321,080 円（新株予約権 1 個当たり公正価値 3,533,027 円×40 個）を上回る水準であります。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

- i. 割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間中においては、各時点において、社債権者は各時点の価値と転換価値を比較することで転換行動を決定するものとし、具体的には、社債権者は、時価と転換価額とを勘案し、①転換も繰上償還もされない場合、②繰上償還を行う場合、③転換した場合において、①から③のうち、経済合理性が最も高い行動をすることを仮定しております。なお、当社が割当予定先との間で締結する予定の第三者割当て契約に基づき、当社は、平成 27 年 12 月 30 日以降いつでも、転換請求日を含めた 20 連続営業日における当社普通株式の終値が、転換価額の 130%を超えている場合に、本新株予約権付社債の転換を請求できることについては、当社が転換請求を行った場合には、割当予定先は請求された本新株予約権付社債を転換するものとしております。当社の行動については、割当予定先が将来価値と転換価値を比較し合理的に行動するという前提の下に、時価と転換価額とを勘案し、原則、割当予定先からの転換請求を待つものとし、転換請求がされた

場合には、①転換請求を認める場合、②転換請求を認めない場合のうち、経済合理性が最も高い行動をすることとし、130%の転換請求条項については、シミュレーションモデルにおいて、株価が転換価額の130%を超過した場合、そのときの残存分全量を転換請求するよう加味しております。また、行使期間満了日（平成29年12月22日）に残存する本新株予約権付社債を当社が全て償還するものと仮定しております。なお、転換請求を認めるか転換請求を認めないかの判断については、割当予定先から転換請求があった場合、まず当社が転換を容認しないで本新株予約権付社債を買い入れた場合の経済的価値を勘案します。その経済的価値は具体的には、最小二乗法を加味したシミュレーションにより算出したある時点の本新株予約権付社債の経済的価値と、容認しないで本新株予約権付社債を買い入れた場合の経済的価値との比較により算出します。もし、その経済的価値がなければ、当社は本新株予約権付社債の買入れをせず本新株予約権付社債の転換を容認するものとします（この転換容認の可否に関する判断は、経済的利益に基づく実質的なものであることから、シミュレーションにおいては、130%の転換請求条項に優先するものとしております。）。たとえば仮に、株価が割当日から3ヶ月後に転換価額の130%程度となるような株価過程を抽出すると、その本新株予約権付社債価値は、社債額面1億円あたり約1億5百万円程度となり、それに対して、買入れ金額は約1億3千万円程度となることから、シミュレーションにおいては、このような場合には当社は本新株予約権付社債の買入れをしないと判断されます。

ii. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日当たり228,591株（最近3年間の日次売買高の中央値である2,285,910株の10%に相当する株数の1株未満を切り上げた株数）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

② 第7回新株予約権

本新株予約権の払込金額については、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者算定機関による評価書による算定結果（本新株予約権1個につき404.7円）を参考に、本新株予約権の1個当たりの払込金額を405円といたしました。

第三者算定機関は、本新株予約権の評価額の算定に関して、一般的な価格算定モデ

ルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用し、基準となる当社株価 176 円（平成 26 年 12 月 11 日の終値）、行使価額 174.1 円、当社による行使請求条項の行使、ボラティリティ 106.61%（平成 24 年 11 月～平成 26 年 11 月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間約 2 年、リスクフリーレート 0%（評価基準における中期国債レート）、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し本新株予約権 1 個につき 404.7 円との算定結果を得ております。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成 26 年 12 月 11 日）の東京証券取引所における当社株式の終値 176 円を参考として 1 株当たり 174.1 円（ディスカウント率 1.1%）と決定いたしました。行使価額の決定に際しては、当社の業績動向や財務状況、株価動向等を勘案し、割当予定先と協議したうえで総合的に判断しております。

なお、本新株予約権の行使価額である 174.1 円は、取締役会決議日の前取引日までの過去 1 ヶ月間の終値の平均値 175.6 円（小数点以下第 1 位未満切捨て、以下同じ。）に対して 0.9%のディスカウント、同 3 ヶ月間の終値の平均値 171.2 円に対して 1.7%のプレミアム、同 6 ヶ月間の終値の平均値 173.2 円に対して 0.5%のプレミアムとなっております。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

- i. 割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使可能期間最終日（平成 28 年 12 月 29 日）に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使可能期間中においては、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。なお、当社の行動については、原則、割当予定先の行使請求を待つものとしておりますが、200%の行使請求条項につきましては、シミュレーションモデルにおいて、株価が行使価額の 200%を超過した場合に行使請求を自動的に行うように加味しております。
- ii. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を 1 営業日当たり 336,127 株（最近 2 年間の日次売買高の中央値である 3,361,270 株の 10%に相当する株数の 1 株未満を切り上げた株数）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の 10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の 100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の 100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である 100%のうち平均してその 10%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関にお

いて通常利用している数値でもあることから日次売買高の 10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

当社取締役会は、本新株予約権付社債に付された新株予約権により当社が得ることのできる経済的利益すなわち本新株予約権付社債に付された新株予約権の実質的な対価と本新株予約権付社債に付された新株予約権の公正価値とを比較し、本新株予約権付社債に付された新株予約権の実質的な対価が本新株予約権付社債に付された新株予約権の公正価値を大きく下回る水準ではないこと、及び本新株予約権の公正価値と本新株予約権の払込金額を比較し、本新株予約権の払込金額が本新株予約権の公正価値を大きく下回る水準ではないことから、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行は有利発行に該当しないと結論に至り、本第三者割当てにかかる発行条件を決議いたしました。

当社監査役 3 名（全員が会社法上の社外監査役）からは、第三者算定機関は当社及び割当予定先との間に重要な利害関係はなく、独立した立場で評価を行っていること、第三者算定機関による本新株予約権付社債及び本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して第三者算定機関から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行要項の内容及び上記の第三者算定機関の算定結果を踏まえ、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を受けております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の転換により新たに発行される予定の当社普通株式数は最大で 22,975,301 株であり、転換価額が固定されているため、発行後の交付予定株式数の変動はありません。

本新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は最大で 22,975,300 株であり、本新株予約権の目的となる株式数は固定されているため、発行後の交付予定株式数の変動はありません。

上記のとおり、本第三者割当てにかかる潜在株式数は、それぞれ最大で本新株予約権付社債につき 22,975,301 株、本新株予約権につき 22,975,300 株で、合計 45,950,601 株（議決権の個数 459,506 個）であり、平成 26 年 12 月 12 日現在の発行済株式総数 237,005,553 株（議決権の個数 5,457,877 個）に対して、合計 19.4%（議決権比率 8.4%）となります。

本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により発行される予定の当社普通株式数につき、割当予定先は、株価動向、市場における取引状況、市場への影響等に十分に配慮しながら市場にて売却していく方針であることを口頭で確認しております。また、当社株式の直近 6 ヶ月間における 1 日当たりの平均出来高は 5,088,367 株（本新株予約権付社債が全て転換され、本新株予約権が全て行使された場合の最大交付株式数 45,950,601 株の 11.1%程度）であり、一定の流動性を有しております。一方、

本新株予約権付社債が全て転換された場合の最大交付株式数 22,975,301 株を転換期間である 3 年間（245 日／年営業日で計算）、本新株予約権が全て行使された場合の最大交付株式数 22,975,300 株を行使期間である 2 年間（245 日／年営業日で計算）にわたって平均的に売却が行われると仮定した場合の 1 日当たりの売却数量はそれぞれ 31,259 株、46,888 株となり、その合計は 78,147 株であり、上記 1 日当たりの出来高の 1.5%程度であるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

したがって、本第三者割当てにより調達する資金を上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり当社の事業拡大のための必要資金に充当することにより、当社の利益の向上に資すると考えていることから、本第三者割当てによる発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的と考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

(1) 名称	EVO FUND (エボ ファンド)	
(2) 所在地	c/o GlobeOp Financial Services (Cayman) Limited 45 Market Street, Suite 3205, 2nd Floor Gardenia Court Camana Bay, Grand Cayman KY1-9003 Cayman Islands	
(3) 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(4) 組成目的	投資目的	
(5) 組成日	2006 年(平成 18 年)12 月	
(6) 出資の総額	払込資本金：1 米ドル 純資産：約 93.5 百万米ドル	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	払込資本金：EVO Feeder Fund 100% 純資産：自己資本 100%	
(8) 代表者の役職・氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チザム	
(9) 国内代理人の概要	該当事項はありません。	
(10) 当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

当社は、割当予定先から、割当予定先、その役員及び主たる出資者が反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。割当予定先の主たる出資者につきましては EVO Feeder Fund から証明書を受領いたしました。また、当社においても独自に専門の調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ（住所：東京都港区赤坂二丁目8番11号、代表取締役 羽田寿次）に調査を依頼し、割当予定先が反社会的勢力等に該当しないことを確認しており、割当予定先、その役員及び主たる出資者が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

（2）割当予定先を選定した理由

本第三者割当てにおける割当予定先の選定にあたっては、当社の事業概要及び財務内容の現状、今後の事業展開及び資金使途について十分ご理解いただき、当該資金調達に賛同いただける相手先からの資金調達を中心に検討しておりました。

そうしたなか、平成26年9月に当社執行役員が割当予定先 代表取締役であるマイケル・ラーチ氏と過去に面識があった経緯から、直接面談する機会を得ました。そして、当社の事業概要及び財務内容の現状、今後の事業展開、資金使途について協議いたしました。

その後平成26年10月に割当予定先から正式にご提案をいただきました。この提案の転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の組み合わせによる手法は、当社株価や既存株主の利益に十分に配慮しつつ転換社債型新株予約権付社債により発行時点で販売用不動産仕入に必要な資金を確実に調達できるとともに、株価の状況に応じて新株予約権の行使が行われることで追加的な資金調達も可能となっており、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 （2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、販売用不動産の決済資金を調達できるとともに、常時、幅広い物件を検討対象としている当社のニーズを充足しうる資金調達手法であることから当社の資金調達にご協力いただくこととなりました。

割当予定先は、ジェネラルパートナーである EVO Investment Advisors Ltd. (2425 Olympic Blvd. Suite 120E, Santa Monica, CA 90404 USA 代表取締役 マイケル・ラーチ) と EVO Capital Management Asia Ltd. (Suites 511-512, One Int'l Finance Centre, 1 Harbour View Street, Central, Hong Kong 代表取締役 アンドリュー・フリード) から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、EVO Feeder Fund (c/o GlobeOp Financial Services (Cayman) Limited, 45 Market Street, Suite 3205, 2nd Floor Gardenia Court, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9003 Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チザム) 以外の出資者はおらず、運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入れを除き、全額自己資金であります。割当予定先はアジア株を中心に運用を行うファンドであります。日本株の投資への投資実績といたしましては、平成19年6月に株式会社ヒュー

ネット(現・株式会社RISE、JASDAQ8836)の新株予約権への投資を行ったほか、平成26年11月に株式会社ジオネクスト(JASDAQ3777)の新株予約権への投資を公表しており、その他運用目的で多数の日本株への投資を行っております。なお、EVO Feeder Fundは資本金10,001,000米ドルの投資ファンドで主たる出資者は2名の英国人であります。

割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社(東京都渋谷区渋谷三丁目29番24号 代表取締役 ダニエル・シャイアマン)が、関連企業の買受けのあつせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN証券株式会社はケイマン諸島に所在するタイガー・ホールディングス・リミテッド社(190 Elgin Ave, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チザム)の100%子会社であり、同社はガンジーに所在するタイガー・トラスト社(c/o Rothschild Trust Guernsey Limited, St. Julian's Court, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey GY1 6AX 信託なので代表取締役は存在せず)の100%子会社であります。割当予定先のジェネラルパートナーであるEVO Investment Advisors Ltd.は割当予定先の経営株式(マネージメント・シェア)1,000株を通じて議決権を全て保有すると同時にケイマン諸島に所在するタイガー・トラスト社の100%子会社であります。

(3) 割当予定先の保有方針

本新株予約権付社債及び本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。

当社は、割当予定先の投資目的は純投資であり、割当予定先は、本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使により割当予定先が取得する当社普通株式について、原則として長期間保有する意思を有していないこと、及び割当予定先が当社の経営に関与する意思がないことを当社と割当予定先の間で締結する予定の第三者割当て契約の内容とする予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は割当予定先から、割当予定先が資金を預託しているプライム・ブローカー各社による預り資産残高証明、割当予定先のファンド管理業務会社による同ファンド資産の貸借対照表、割当予定先の監査法人であるErnst&Young(Level 33, Ernst & Young Centre, World Square, 680 George Street, Sydney, NSW 2000 代表取締役 Tony Johnson)による平成25年12月31日時点の監査済み財務諸表を入手し、これらから、割当予定先が払込みに要する資金残高を確保していることを確認しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

募集前(平成26年7月31日現在)

秋元竜弥	48.30%
日本証券金融株式会社	1.79%
株式会社 SBI 証券	1.57%
山崎一弘	0.64%
MSCO CUSTOMER SECURITIES	0.60%
牧間次夫	0.52%
有限会社佐藤総合企画	0.51%
SMBC 日興証券株式会社	0.45%
井康彦	0.45%
緒方顕吉	0.38%

(注) 1. 募集前の持株比率は、平成 26 年 7 月 31 日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 上記「6. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針」に記載のとおり、割当予定先は、本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使により割当予定先が取得する当社普通株式について、原則として長期間保有する意思を有しておりませんので、本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持分比率」は表示しておりません。

(2) A種優先株式

募集前 (平成 26 年 7 月 31 日現在)		募集後	
秋元竜弥	89.82%	秋元竜弥	89.82%
株式会社広島銀行	1.84%	株式会社広島銀行	1.84%
株式会社商工組合中央金庫	1.78%	株式会社商工組合中央金庫	1.78%
第一勧業信用組合	1.49%	第一勧業信用組合	1.49%
株式会社筑波銀行	1.28%	株式会社筑波銀行	1.28%
株式会社十六銀行	0.77%	株式会社十六銀行	0.77%
株式会社愛媛銀行	0.66%	株式会社愛媛銀行	0.66%
豊田信用金庫	0.62%	豊田信用金庫	0.62%
株式会社もみじ銀行	0.39%	株式会社もみじ銀行	0.39%
株式会社福島銀行	0.35%	株式会社福島銀行	0.35%

(3) C種優先株式

募集前 (平成 26 年 7 月 31 日現在)		募集後	
秋元竜弥	98.27%	秋元竜弥	98.27%
株式会社愛媛銀行	1.73%	株式会社愛媛銀行	1.73%

(4) D種優先株式

募集前（平成 26 年 7 月 31 日現在）		募集後	
秋元竜弥	89.88%	秋元竜弥	89.88%
株式会社広島銀行	1.84%	株式会社広島銀行	1.84%
株式会社商工組合中央金庫	1.78%	株式会社商工組合中央金庫	1.78%
第一勧業信用組合	1.49%	第一勧業信用組合	1.49%
株式会社筑波銀行	1.27%	株式会社筑波銀行	1.27%
株式会社十六銀行	0.77%	株式会社十六銀行	0.77%
株式会社愛媛銀行	0.66%	株式会社愛媛銀行	0.66%
豊田信用金庫	0.61%	豊田信用金庫	0.61%
株式会社もみじ銀行	0.38%	株式会社もみじ銀行	0.38%
株式会社福島銀行	0.34%	株式会社福島銀行	0.34%

(5) E種優先株式

募集前（平成 26 年 7 月 31 日現在）		募集後	
秋元竜弥	100%	秋元竜弥	100%

8. 今後の見通し

本第三者割当てにより調達する資金は、前述のとおり販売用不動産の仕入資金に充当する予定で、その仕入予定の販売用不動産がいつ売却できるか現時点では見通せないため、業績予想の修正は行いません。今後、業績予想に修正が必要な場合には公表してまいります。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当ては、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）

	平成 24 年 7 月期	平成 25 年 7 月期	平成 26 年 7 月期
売上高	3,240 百万円	3,153 百万円	10,400 百万円
営業利益	△5,132 百万円	△494 百万円	1,832 百万円
経常利益	△5,176 百万円	△532 百万円	1,775 百万円
当期純利益	△4,469 百万円	3,400 百万円	1,632 百万円
1 株当たり当期純利益	△44.66 円	33.81 円	7.11 円
1 株当たり配当金	0 円	0 円	0 円
1 株当たり純資産	△277.17 円	△121.36 円	△48.99 円

(注) 1.平成24年7月期及び平成25年7月期は、連結財務諸表を作成していませんので、単体の数値を記載しております。

2.当社は平成26年2月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。平成24年7月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益、1株当たり純資産を算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成26年12月12日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	237,005,553 株	100%
現時点の転換価額 (行使価額) における 潜 在 株 式 数	56,418,248 株	23.8%
下限値の転換価額 (行使価額) における 潜 在 株 式 数	56,418,248 株	23.8%
上限値の転換価額 (行使価額) における 潜 在 株 式 数	56,418,248 株	23.8%

(注) 1. 現時点における発行済株式数は、普通株式 233,873,050 株、A種優先株式 8,916 株、C種優先株式 824,355 株、D種優先株式 2,160,410 株、E種優先株式 138,822 株の合計であります。

2. 現時点における潜在株式数は、第6回新株予約権に係る潜在株式 9,500 株、A種優先株式に係る潜在株式 10,592,861 株、C種優先株式に係る潜在株式 12,090,800 株、D種優先株式に係る潜在株式 31,688,667 株、E種優先株式に係る潜在株式 2,036,420 株の合計であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成24年7月期	平成25年7月期	平成26年7月期
始 値	267 円	77 円	398 円
高 値	299 円	665 円	489 円 □392 円
安 値	70 円	77 円	267 円 □65 円
終 値	80 円	414 円	169 円

(注) 平成26年2月1日付で1株につき10株の割合をもって株式分割を実施しております。上記表中の□印は、株式分割による権利落後の最高最低株価を示しております。

② 最近6か月間の状況

	6月	7月	8月	9月	10月	11月

始 値	181 円	169 円	170 円	182 円	173 円	190 円
高 値	228 円	184 円	212 円	274 円	181 円	200 円
安 値	155 円	156 円	143 円	168 円	145 円	160 円
終 値	164 円	169 円	182 円	173 円	176 円	194 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 26 年 12 月 11 日
始 値	170 円
高 値	178 円
安 値	169 円
終 値	176 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

(ア) 第三者割当増資

払 込 期 日	平成 26 年 3 月 24 日	
調 達 資 金 の 額	894,236,000 円 (差引手取概算額)	
発 行 価 額	1 株につき金 115 円	
募集時における 発行済株式数	229,179,153 株	
当該募集による 発行株式数	7,826,400 株	
募集後における 発行済株式総数	237,005,553 株	
割 当 先	株式会社夢真ホールディングス	2,174,000 株
	株式会社我喜大笑	2,174,000 株
	青山洋一	869,600 株
	大塚洋史	869,600 株
	須田忠雄	869,600 株
	宮本宏三	434,800 株
	諸藤敏一	434,800 株
発行時における 当初の資金使途	販売用不動産仕入資金 894,236,000 円	
発行時における 支出予定時期	平成 26 年 3 月～平成 26 年 7 月	

現時点における 充 当 状 況	全額販売用不動産仕入資金に充当しております。
--------------------	------------------------

(注) 募集後における発行済株式総数は、普通株式 233,873,050 株、A種優先株式 8,916 株、C種優先株式 824,355 株、D種優先株式 2,160,410 株、E種優先株式 138,822 株の合計であります。

(イ) 第三者割当増資

払 込 期 日	平成 25 年 7 月 31 日
調 達 資 金 の 額	740,000,144 円 (差引手取概算額) 発行価額の総額 1,200,000,016 円のうち、449,999,872 円は金銭以外の財産 の現物出資による方法によるため、金銭の払込みはなされません。
発 行 価 額	1 株につき金 134 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	14,536,033 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	8,955,224 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	23,491,257 株
割 当 先	秋元竜弥 8,955,224 株
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	販売用不動産仕入資金 600 百万円 運転資金 140 百万円
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	販売用不動産仕入資金 平成 25 年 8 月～平成 26 年 7 月期 運転資金 平成 25 年 8 月～平成 25 年 12 月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	販売用不動産仕入資金 518 百万円 運転資金 222 百万円

(注) 1. 募集後における発行済株式総数は、普通株式 19,008,860 株、A種優先株式 8,916 株、B種優先株式 13,773 株、C種優先株式 2,160,476 株、D種優先株式 2,160,410 株、E種優先株式 138,822 株の合計であります。
2. 平成 26 年 2 月 1 日付で 1 株を 10 株の割合をもって株式分割を実施しており、上記の発行済株式数等は株式分割前の数値を記載しております。

以 上

(別紙 1)

株式会社アルデプロ
第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
発行要項

1. 社債の名称
株式会社アルデプロ第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 社債の総額
金 40 億円
3. 各社債の金額
金 1 億円
4. 社債、株式等の振替に関する法律の適用
本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受け、振替機関(第 24 項に定める。以下同じ。)の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。
5. 社債の利率
本社債には利息を付さない。
6. 社債の払込金額
各社債の金額 100 円につき金 100 円
7. 社債の発行価格
各社債の金額 100 円につき金 100 円
8. 社債の償還金額
各社債の金額 100 円につき金 100 円
9. 申込期間
平成 26 年 12 月 29 日
10. 新株予約権の割当日及び社債の払込期日(発行日)
平成 26 年 12 月 29 日
11. 募集の方法
第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権付社債を EVO FUND に割当てて。
12. 新株予約権又は社債の譲渡

本新株予約権付社債は、会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。

13. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

14. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は会社法第 702 条但書の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

15. 社債の償還の方法及び期限

(1) 本社債は、平成 29 年 12 月 29 日にその総額を償還する。但し、繰上償還に関しては本項第(3)号及び第(4)号に定めるところによる。

(2) 本社債を償還すべき日(本項第(3)号及び第(4)号の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下「償還日」という。)が東京における銀行休業日にあたる時は、その支払いは前銀行営業日に繰り上げる。

(3) 当社による繰上償還

当社が上場している金融商品取引所における当社普通株式の上場が廃止された場合、又は当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、若しくは当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で決議した場合、当社は、本社債権者に対して、償還日の 2 週間前までに通知を行うことにより、当該上場廃止日又は組織再編行為の効力発生日前に、残存する本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の 100%で償還しなければならない。

(4) 本社債権者の選択による繰上償還

① 本社債権者は、平成 28 年 11 月 15 日以降のいずれかの取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が当該取引日に適用のある転換価額を下回った場合、平成 28 年 12 月 30 日以降のいずれかの日を償還日として、当該償還日の 20 営業日以上 30 営業日以内の事前の通知を行うことにより、その保有する本社債の全部又は一部を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することを当社に対し請求することができる。

② 本社債権者は、払込期日以降のいずれかの取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が当該取引日に適用のある転換価額に 0.6 を乗じた金額を下回った場合、当該取引日から 40 営業日以内のいずれかの日を償還日として、当該償還日の 20 営業日以上 30 営業日以内の事前の通知を行うことにより、その保有する本社債の全部又は一部を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することを当社に対し請求することができる。但し、本号に基づき償還された本社債に係る払込金額の累計が 3 億円を超えることとなる場合には、本社債権者は、本号に基づく繰上償還を請求することはできない。

③ 本社債権者は、払込期日以降のいずれかの取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が当該取引日に適用のある転換価額に 0.4 を乗じた金額を下回った場合、当該取引日から 40 営業日以内のいずれかの日を償還日として、当該償還日の 20 営業日以上 30 営業日以内の事前の通知を行うことにより、その保有する本社債の全部又は一部を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することを当社に対し請求することができる。但し、本号に基づき償還された本社債に係る払込金額の累計が 3 億円を超えることとなる場合には、本社債権者は、本号に基づく繰上償還を請求することはできない。

(5) 本項第(3)号及び第(4)号の規定により本社債を繰上償還する場合には、償還される本社債に付された本新株予約権は、本社債の償還により第 16 項第(4)号に従って行使できなくなるによりその全部が消滅する。

(6) 当社は、法令又は振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に別途定められている場合を除き、払込期日の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた後に本社債を消却する場合、本新株予約権については第 16 項第(5)号に従って行使できなくなるにより消滅する。

16. 新株予約権の内容

(1) 社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 40 個の本新株予約権を発行する。

(2) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

本新株予約権の目的である株式の数は、同一の本新株予約権付社債の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に 1 株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権者は、平成 26 年 12 月 29 日から平成 29 年 12 月 22 日までの間（以下「行使請求期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して当社普通株式の交付を請求すること（以下「行使請求」という。）ができる。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

① 第 15 項第(3)号及び第(4)号に定めるところにより本社債が繰上償還される場合には、当該繰上償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降。

② 第 21 項に定めるところにより、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日（当日を含める。）以降。

(5) 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。なお、当社が本新株予約権付社債を買入れ、本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

- ① 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。
- ② 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- ③ 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、当初、174.1円とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から本号①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(9)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(9) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(11)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(11)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(11)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(11)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により}}{\text{調整後転換価額}} \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(10) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(11)① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(9)号⑤の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (12) 本項第(9)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③ 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (13) 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(9)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (14)① 行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえで、本項第(4)号の行使請求期間中に第25項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- ② 行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が第25項記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。
17. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとした。
18. 担保提供制限
(1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合は、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。

なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として当該新株予約権付社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする旨定めたものをいう。

(2) 前号に基づき設定した担保権が未償還の本社債を担保するに十分でないときは、当社は本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定する。

(3) 当社が吸収合併、株式交換又は吸収分割により、担保権の設定されている吸収合併消滅会社、株式交換完全子会社又は吸収分割会社の転換社債型新株予約権付社債を承継する場合には、本項第(1)号及び第(2)号は適用されない。

19. 担保付社債への切替

(1) 当社は、いつでも本新株予約権付社債のために担保権を担保付社債信託法に基づき設定することができる。

(2) 当社が第18項又は前号により本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

20. 担保提供制限に係る特約の解除

当社が、第18項又は第19項により本新株予約権付社債のために担保権を設定した場合は、以後、第18項は適用されない。

21. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。但し、第18項又は第19項により当社が本社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定した場合には、本項第(2)号に該当しても期限の利益を喪失しない。

(1) 当社が、第15項の規定に違背したとき。

(2) 当社が、第18項の規定に違背したとき。

(3) 当社が、本項第(1)号及び第(2)号以外の規定に違背し、本社債権者からは是正を求める通知を受けた後30日以内にその履行又は補正をしないとき。

(4) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(5) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。

(6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。

(7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受け、又は解散(合併の場合を除く。)したとき。

(8) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の実行若しくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、又は滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じたとき。

22. 社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債に関して社債権者に対し公告する場合には、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて本社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

23. 社債権者集会

(1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、本新株予約権付社債の種類（会社法第 681 条第 1 号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の新株予約権付社債」という。）の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の 2 週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号に掲げる事項を通知する。

(2) 本種類の新株予約権付社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の新株予約権付社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の 1 以上にあたる本種類の新株予約権付社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

24. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

25. 行使請求受付場所

株式会社アルデプロ 管理本部

26. 募集方法

その他の者に対する割当の方法による。

27. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以上

(別紙2)

株式会社アルデプロ第7回新株予約権（第三者割当て） 発行要項

1. 本新株予約権の名称
株式会社アルデプロ第7回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」という。）
2. 申込期間
平成26年12月29日
3. 割当日
平成26年12月29日
4. 払込期日
平成26年12月29日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をEVO FUNDに割当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式22,975,300株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

229,753 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 405 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 4.05 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 174.1 円とする。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{新発行} \cdot \times \\ \text{処分株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} \\ \text{時価} \end{array} + \begin{array}{r} \text{新発行} \cdot \text{処分株式数} \end{array}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社

をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

平成 26 年 12 月 29 日から平成 28 年 12 月 29 日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得

当社が上場している金融商品取引所における当社普通株式の上場が廃止された場合、又は当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、若しくは当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で決議した場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、本号において「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該上場廃止日又は組織再編行為の効力発生日前に、当該取得日において本新株予約権1個につき金 405 円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部を取得する。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 18 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 18 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
16. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 405 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとした。
18. 行使請求受付場所
株式会社アルデプロ 管理本部
19. 払込取扱場所
三菱東京UFJ銀行 新宿支店
20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
21. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
22. その他
- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以 上